

春日部市水道事業建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市水道事業が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体の種類は、特定の工事ごとに結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）とする。

(共同企業体の運営形態)

第3条 共同企業体の運営形態は、それぞれの構成員が対等の立場（出資割合、派遣職員等）で一体となって工事を施工する共同施工方式を原則とする。ただし、工事の設計及び施工を一括で発注する工事（以下「設計施工一括発注工事」という。）については、工事の設計と施工とを構成員が各々分担する分担施工方式とすることができる。

2 前項の共同施工方式における出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(結成)

第4条 特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。

(対象工事)

第5条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、工事の種類、規模、技術的難易度等を勘案し、水道事業管理者が決定する。ただし、特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる場合においても、単体で施工できる者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札を執行することができるものとする。

(構成員数)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、2者又は3者とする。

2 構成員には、原則として春日部市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）を1者以上含むものとする。ただし、工事等の技術的特性その他の事情により市内

業者を含めることができないときは、春日部市内に営業所を有する者（以下「準市内業者」という。）を含めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、水道事業管理者が認めたときは、構成員に市内業者及び準市内業者を含めないことができる。

（入札参加手続）

第7条 特定建設工事共同企業体として、春日部市水道事業が発注する建設工事に係る一般競争入札等に参加しようとするときは、特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

（資格審査の申請）

第8条 特定建設工事共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができない。

(1) 構成員は、「春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿」に登載された建設業者であること。

(2) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。

(3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(4) すべての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得る建設業者であること。

(5) 構成員の級別格付けは、最上級等級同士、あるいは最上級等級及び第二位等級に属するものの組合せであること。ただし、市内業者にあっては、第三位等級に属するものを組み合わせることができる。

2 前項の規定にかかわらず、設計施工一括発注工事における特定建設工事共同企業体の資格審査の申請は、別に定める要件を満たす場合でなければすることができない。

3 構成員は、同一工事で他の構成員にはなれないものとする。

4 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）に特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）の写しその他申請に必要な書類を添えて、水道事業管理者に提出することにより行うものとする。

5 第2項の申請は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書に特定建設工事共同企業体協定書（乙）（様式第3号）その他申請に必要な書類を添えて、水道事業管理者に提出することにより行うものとする。

6 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請及び特定建設工事共同企業体協定の

締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

7 構成員は代理人を定め、当該建設工事に係る次に掲げる権限を委任したときは、委任状（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 入札及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の専任に関すること。
- (6) 前各号に付帯する一切のこと。

（代表者の選定）

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力の大きい者とし、その出資比率が構成員のうち最大のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計施工一括発注工事における特定建設工事共同企業体の代表者は、工事を施工する構成員のうち分担割合が大きい者とする。

（資格審査及び格付）

第10条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査は、第8条第1項又は同条第2項の申請に基づき行い、当該特定建設工事共同企業体の級別格付けは次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 構成員の級別格付けが同一の場合 当該構成員の級別格付
- (2) 構成員の級別格付けが異なる場合 上位の構成員の級別格付

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（春日部市水道事業建設工事共同企業体取扱要綱の廃止）

2 春日部市水道事業建設工事共同企業体取扱要綱（令和元年8月7日制定）は、廃止する。

附 則（令和7年4月21日要綱第77号）

この要綱は、水道事業管理者決裁のあった日から施行する。